

豊田市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国が事業採択したがけ地近接等危険住宅移転事業の実施に際し、危険住宅を移転する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助事業等)

第2条 この要綱に基づいて、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業(以下「補助事業」という。)の経費、補助対象額、補助率等は別表に定めるとおりとする。

(補助事業の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 危険住宅に居住する者(借家人の場合は、所有者の同意が得られる者を含む。)
- (2) 豊田市税を滞納していない者
- (3) 危険住宅の移転先が、市外でない者

(補助対象者の適用除外)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としなない。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となっている団体
- (4) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有している団体

第4条 削除

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、補助事業に関する契約及び着手より前に、がけ地近接等危険住宅

移転事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、関係書類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、危険住宅の移転行為に伴って、他の目的をもつ市の補助制度等を同時に利用する場合は、申請できない。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者等の同意を得た上で、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付申請者に通知するものとする。

(中止届)

第8条 交付申請者は、補助事業を中止する場合は、直ちにがけ地近接等危険住宅移転事業中止届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(計画の変更)

第9条 交付申請者は、交付決定内容に変更が生じる場合は、当該変更着手する前に、がけ地近接等危険住宅移転事業計画変更承認申請書(様式第4号)に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第10条 市長は、前条に規定する申請書を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、第6条の規定による決定を変更することができる。

2 市長は、前項により承認したときは、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金変更決定通知書(様式第5号)により交付申請者に通知するものとする。

第 1 1 条 削除

(実績報告書の提出)

第 1 2 条 交付申請者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して 30 日を経過した日又は事業年度の 2 月末日のいずれか早い期日までにがけ地近接等危険住宅移転実績報告書(様式第 6 号)に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第 1 3 条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金確定通知書(様式第 7 号)により、交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 1 4 条 交付申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、遅滞なく請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求された場合は、補助金を交付するものとする。ただし、豊田市耐震等関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要領に定めるところにより、補助金の受領を当該補助事業の契約を締結した者へ委任する場合はその者に補助金を交付する。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第 1 5 条 市長は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令・この要綱・補助金の交付の決定に付した条件又は市長の処分に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。
- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (4) 決算額が補助基本額に比べて減少したとき。
- (5) 補助事業の内容を変更し、又は事業を中止若しくは廃止したとき。
- (6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、補助金の交付に関し不正の行為があったとき。
- (7) 第 3 条の 2 各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

(遅滞金利息)

第16条 交付申請者は、補助金の返還を決定され、これを納期日まで
に納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応
じ、その未納付額につき豊田市税外収入に係る遅滞金条例（昭和39
年条例第7号）に規定する遅滞金利息を納付しなければならない。た
だし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、遅滞金利息の
全部又は一部を免除することができる。

（財産の処分の制限）

第17条 交付申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した
財産（取得価格又は効用の増加価格が単価50万円未満の設備及び備
品を除く。）を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反
して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、
補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、市長が定め
る期間を経過した場合はこの限りではない。

2 交付申請者が前項の承認を得て財産を処分したことにより収入が
あったときは、市長はその交付した額の全部又は一部に相当する額を
返還納付させることができる。

（検査等）

第18条 市長は、交付申請者に対して、補助事業に関し必要な指示を
し、報告を求め又は検査することができる。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定め
る。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、
同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関
しては、同日後も、なお効力を有する。

別 表

経 費 の 区 分	補 助 事 業 の 内 容	補 助 の 限 度 額	補 助 率
危険住宅の除却等に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）	移転を行う者に対して危険住宅の除却に要する費用を補助	住宅局標準建設費等通知に定める1㎡当たりの額を危険住宅の延べ床面積に乗じた除却工事費を限度とする。	10/10
	移転を行う者に対して引越費用（動産移転費、仮住居費等）を補助	1戸当たり975千円を限度とする。	10/10
危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費（建物助成費。消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用を交付する事業	1戸当たり4,210千円（建物3,250千円、土地960千円）を限度とする。 ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域（「特殊土壌地帯等」）については、1戸当たり7,318千円（建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円）を限度とする。	10/10